

スカイネットアジア航空株式会社職員の不適切な行為について(概要)

1. 平成19年9月20日、スカイネットアジア航空株式会社(以下「SNA」という。)の運航乗務員が、宮崎空港から羽田空港に向かう便の着陸中に同職員に依頼し、操縦室にてデジタルカメラによりビデオ撮影を行わせていたことが判明した。
2. 経緯は以下のとおり
 - ① 平成21年4月13日午前、SNAに操縦席からの撮影と思われる映像がインターネットに公開されているという通報があった。
 - ② 4月13日夕刻、SNAは、同映像を確認したところ、間違いなくSNAの映像であり、撮影日は平成19年9月20日であることを確認した。
 - ③ 4月13日夕刻会社から当局あて概要の報告。
 - ④ 4月15日、SNAを航空局に呼び、事実確認を実施。
 - ⑤ 4月17日、航空局からSNAに対して嚴重注意を行い、再発防止策の策定を指示。
3. 会社は、当該乗務員に対して当面の間、乗務を停止。
社内処分について、現在検討中。

(参考)

○航空法(抄)

(安全阻害行為等の禁止等)

第73条の3 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為(以下「安全阻害行為等」という。)をしてはならない。

○航空法施行規則(抄)

(安全阻害行為等の禁止)

第164条の15 法第73条の4第五項の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

一 ～ 三 (略)

四 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為

五 ～ 八 (略)